

「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価報告書
(平成 28 年度事業)

平成 2 9 年 1 2 月

【日立市保健福祉部】

子ども局子ども福祉課・子ども施設課

健康づくり推進課

【日立市教育委員会】

指導課

目次

| | |
|---|----|
| I 「ひたち子どもプラン2015」の点検・評価について | |
| 1 目的 | 1 |
| 2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し） | 1 |
| 3 点検及び評価の基本的な考え方 | 1 |
| 4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価） | 1 |
| 5 点検・評価のスケジュール | 2 |
| II 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成28年度事業）【概要】 | 4 |
| III 「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成28年度事業）【詳細】 | |
| 1 教育・保育 | |
| (1) 1号認定（満3歳以上 保育の必要性なし） | 6 |
| (2) 2号認定（満3歳以上 保育の必要性あり） | 6 |
| (3) 3号認定（3歳未満 保育の必要性あり） | 6 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業 | |
| (1) 利用者支援事業 | 7 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | 7 |
| (3) 時間外保育事業 | 7 |
| (4) 一時預かり事業 | 7 |
| (5) 病児保育事業（病後児対応型） | 7 |
| (6) 妊婦健康診査事業 | 7 |
| (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） | 8 |
| (8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（放課後子ども総合プラン） | 8 |
| (9) 養育支援訪問事業 | 8 |
| (10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） | 8 |
| (11) ファミリー・サポート・センター事業 | 8 |
| 3 母子保健事業 | |
| (1) 不妊治療費助成 | 9 |
| (2) 不育症治療費助成 | 9 |
| (3) 乳児健康診査 第1回（3～6か月） | 9 |
| (4) 乳児健康診査 第2回（9～11か月） | 9 |
| (5) 1歳6か月児健康診査 | 9 |
| (6) 3歳児健康診査 | 9 |
| (7) BCG | 9 |
| (8) 麻しん風しん（1期） | 9 |
| (9) 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ） | 9 |
| (10) 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談） | 9 |
| (11) 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援） | 9 |
| (12) 妊婦訪問 | 10 |
| (13) 幼児訪問 | 10 |
| (14) いのちの教育 小学校 | 10 |
| (15) いのちの教育 中学校 | 10 |
| (16) ライフプラン教育 高等学校 | 10 |
| (17) 食育推進事業 | 10 |
| (18) 歯と口の健康教育 | 10 |
| (19) がん予防・生活習慣病予防教育 | 10 |
| 4 その他の意見 | 11 |

I 「ひたち子どもプラン2015」の点検・評価について

1 目的

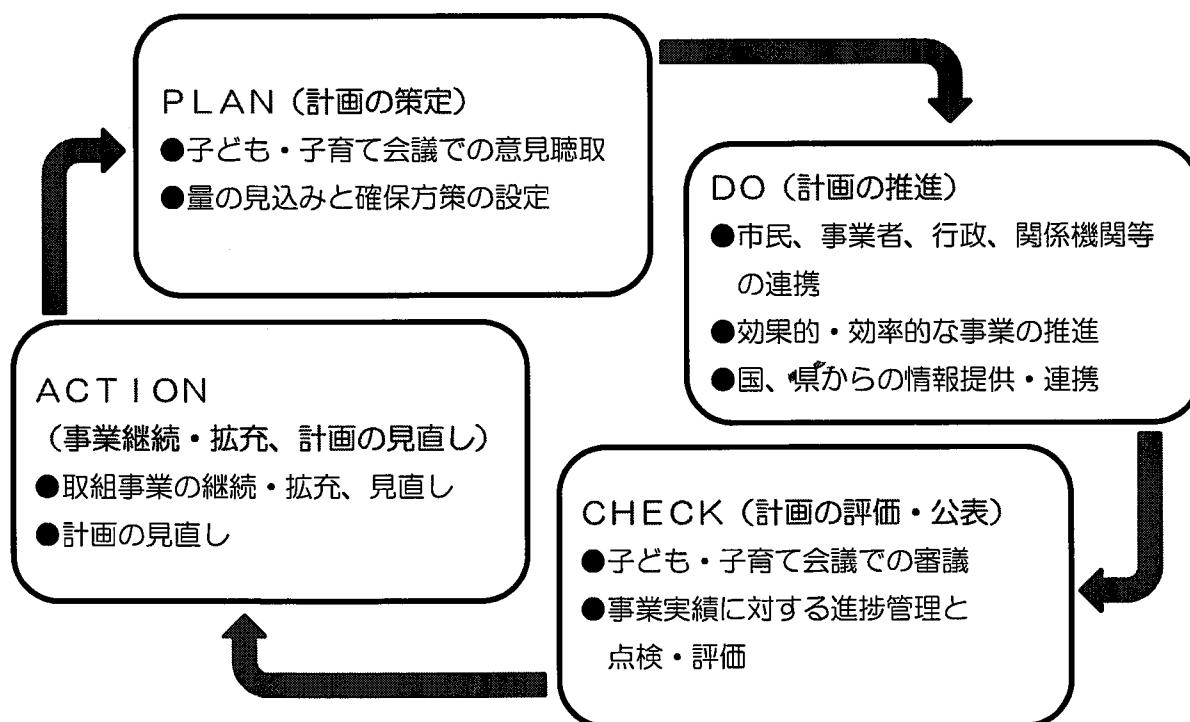
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的を開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった)

B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった)

C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった)

D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった)

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

S：計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%を超えている)

A：計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下)

B：ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満)

C：計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満)

D：大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満)

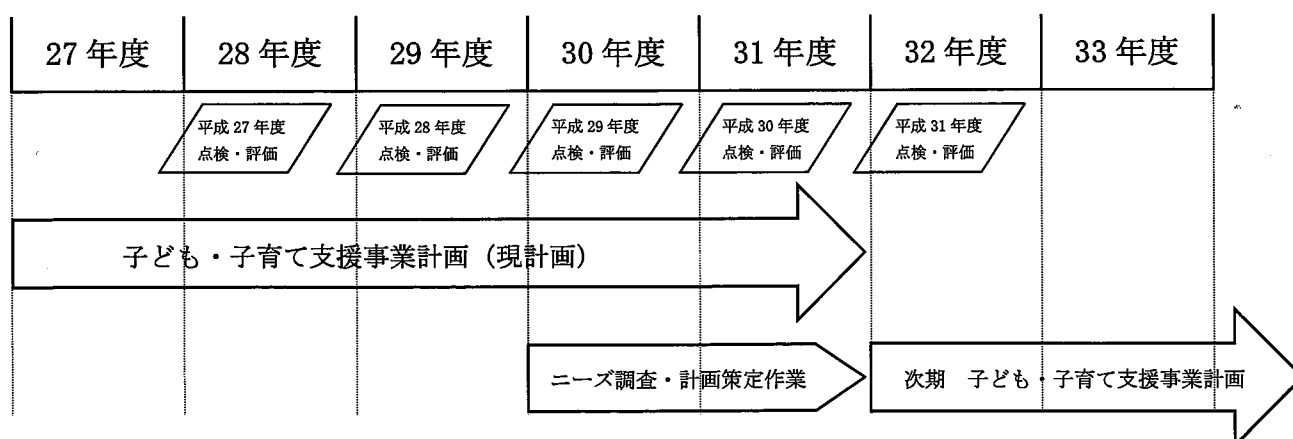
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び(2)の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく。(会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記する。)

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年(平成29年度)を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

5 点検・評価のスケジュール



【参 考】計画策定にかかる国の基本方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

ひたち子どもプラン2015点検・評価一覧表（平成28年度事業）【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

| | |
|----|--|
| A: | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況) |
| B: | 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況) |
| C: | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況) |
| D: | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況) |
| ※ | ひたち子どもプランにおいて年度ごとの目標を立てない事業のため、評価は行わなかった。 |

1 教育・保育事業

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|-----|--------------------------|---|--------|----|
| (1) | 1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし) | (幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。 | 子ども施設課 | A |
| (2) | 2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり) | (保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | A |
| (3) | 3号認定 (3歳未満 保育の必要性あり) | (保育園や認定こども園を利用する方)3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | A |

2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援交付金対象事業）

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|------|------------------------------------|---|------------------------------|----|
| (1) | 利用者支援事業 | 幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業 | 子ども福祉課 健康づくり推進課 | A |
| (2) | 地域子育て支援拠点事業 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業 | 子ども福祉課 子ども施設課 健康づくり推進課 | A |
| (3) | 時間外保育事業 (※延長保育事業) | 保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業 | 子ども施設課 | A |
| (4) | 一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育) | 家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業 | 子ども福祉課 子ども施設課 | A |
| | 一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育) | 家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業 | 子ども施設課 | A |
| (5) | 病児保育事業(病後児対応型) | 病気または病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業 | 子ども福祉課 子ども施設課 | A |
| (6) | 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業 | 健康づくり推進課 | A |
| (7) | 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業 | 健康づくり推進課 | A |
| (8) | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) | 放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業 | 子ども福祉課 | A |
| | 放課後児童健全育成事業 (放課後子ども総合プラン事業) | 全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業 | 教育委員会指導課 | ※ |
| (9) | 養育支援訪問事業 | 育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業 | 子ども福祉課 | A |
| (10) | 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | 保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業 | 子ども福祉課 | A |
| (11) | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業 | 子ども福祉課 | A |

3 母子保健事業

| | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 評価 |
|------|------------------------|---|----------|----|
| (1) | 不妊治療費助成 | 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (2) | 不育症治療費助成 | 保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (3) | 乳児健康診査 第1回(3～6か月) | 生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3～6か月)、後期(生後9～11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (4) | 乳児健康診査 第2回(9～11か月) | | 健康づくり推進課 | A |
| (5) | 1歳6か月児健康診査 | 健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (6) | 3歳児健康診査 | 医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (7) | BCG | 重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (8) | 麻疹風しん(1期) | はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (9) | 幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ) | 小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。 | 健康づくり推進課 | A |
| (10) | 幼児健康診査等事後相談(のびのび相談) | 幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (11) | 幼児健康診査等事後指導(発達相談支援) | 小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。 | 健康づくり推進課 | A |
| (12) | 妊婦訪問 | 保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。 | 健康づくり推進課 | A |
| (13) | 幼児訪問 | | 健康づくり推進課 | A |
| (14) | いのちの教育 小学校 | 思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。 | 健康づくり推進課 | A |
| (15) | いのちの教育 中学校 | | 健康づくり推進課 | A |
| (16) | ライフプラン教育 高等学校 | | 健康づくり推進課 | A |
| (17) | 食育推進事業 | 小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。 | 健康づくり推進課 | A |
| (18) | 歯と口の健康教育 | 市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。 | 健康づくり推進課 | A |
| (19) | がん予防・生活習慣病予防教育 | がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。 | 健康づくり推進課 | A |

「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成28年度）

1 教育・保育

＜自己評価について＞ 上段：実績に対する評価
下段：計画値に対する評価

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 内訳 | 平成28年度 | | | | | | | | 自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
|---|-----------------------------|------------------------------|--|---------|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------|--|---|---|------|
| | | | | | | H31年度計画値 | | | | 実績 | | | | | | |
| | | | | | | 計画値 | | 実績 | | 自己評価 | | | | | | |
| | | | | | | 1号認定 3～5歳 学校教育のみ | 2号認定 幼稚園希望者 (※1) | 1号認定 3～5歳 学校教育のみ | 2号認定 幼稚園希望者 (※1) | 1号認定 3～5歳 学校教育のみ | 2号認定 幼稚園希望者 (※1) | A (100%) | | | | |
| 第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P66～ | (1) | 1号認定 (満3歳以上 保育 の必要性なし) | 1号は、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要性がないときに認定する。なお、保護者の就労等で保育の必要性があっても、幼稚園や認定こども園の入園を希望する(2号認定教育コース)ときにおいても認定する。 | 子ども施設課 | 量 ① (人) | 2,075 | 241 | 2,169 | 252 | 2,110 | - | A (100%) | | 〈実績〉利用児童数は、利用定員の範囲内となっているが、利用児童数が利用定員を大幅に下回っている園がある。 〈計画値〉量の見込み(計画値)以上に利用者数(実績)が減っており、公立幼稚園の定員見直し(適正配置)の検討を進める。 | 【1号認定】 ・公立幼稚園では子どもの数が非常に少なく寂しいという話を聞く。閉園になってしまった場合の送迎不安を訴える保護者の話を聞いた。十分に配慮した適正配置を願いたい。 ・公立幼稚園の定員の見直し・統合・閉園・認定こども園化などの適正配置については利用減少が進んでいるので急務である。全幼稚園で特別支援の必要な幼児が入園できることを望む。 ・H28年度の計画値が実績を上回っており、確保方策も利用人数を上回っている。子育てのニーズに合わせた園配置が早急に求められているのではないかと。 | |
| | | | | | | 利用者数 (人) | | - | - | 2,110 | - | A (93.2%) | | | | |
| | | | | | | 保育園・幼稚園・認定子ども園 | | 2,246 | 236 | 2,223 | - | | | | | |
| | | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | | 340 | 340 | 300 | - | | | | | |
| | | | | | | 地域型保育事業 | | - | - | - | - | | | | | |
| | | | | | | 確保方策の合計② | | 2,586 | 2,706 | 2,523 | - | | | | | |
| | ②-① (人) | | | | | | 270 | 285 | 413 | | | | | | | |
| | (2) | 2号認定 (満3歳以上 保育 の必要性あり) | 2号は、保育園や認定こども園を利用する際に、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | 量 ① (人) | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 | 2号認定 | A (99.6%) | | 〈実績〉待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において2人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなっている。) 〈計画値〉新制度移行に伴う経過措置により、利用定員の減を行っている園がある。(3園：計47人) 計画値には達していないが、利用定員の弾力化により、定員を上回って受け入れている園もあり、ニーズに応じた柔軟な対応ができた。 なお、平成28年度中の施設整備、定員見直し等により、平成29年4月には前年度比77人の定員増を図った。 | 【2号認定】 ・1号から2号への切り替えが難しく、1号の延長保育を利用しながら仕事をしている人も多いと思う。保育サービスを利用して働きたいというニーズは潜在的に多いのに定員に達していない園があるのはなぜかと疑問に思う。 ・定員を超えて受け入れている園が多数あるようだが、保育の質が悪くならないように、また先生や園の負担増にならないように、支援対応も同時にあれば預ける側は安心できると思う。 | |
| | | | | | | 利用者数 (人) | | - | - | 1,270 | - | A (95.5%) | | | | |
| | | | | | | 保育園・幼稚園・認定子ども園 | | 1,393 | 1,264 | 1,207 | - | | | | | |
| | | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | | - | - | - | - | | | | | |
| | | | | | | 地域型保育事業 | | - | - | - | - | | | | | |
| 確保方策の合計② | | | | | | 1,393 | 1,264 | 1,207 | - | | | | | | | |
| ②-① (人) | | | | | | 68 | △123 | △68 | | | | | | | | |
| (3) | 3号認定 (3歳未満 保育の 必要性あり) | 3号は、3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。 | 子ども施設課 | 量 ① (人) | 3号認定 | 3号認定 | 3号認定 | 3号認定 | 3号認定 | 3号認定 | A (90.3%) | | 〈実績〉待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において37人発生している。(翌年度4月1日ではゼロとなっている。) 〈計画値〉新制度移行に伴う経過措置により、利用定員の減を行っている園がある。(2園：計33人) 計画値には達していないが、利用定員の弾力化により、定員を上回って受け入れている園もあり、ニーズに応じた柔軟な対応ができた。 なお、平成28年度中の施設整備、定員見直し等により、平成29年4月には前年度比70人の定員増を図った。 | 【1～3号認定】 ・自己評価通りで充実してきている。 ・国の認定こども園化推進は待機児童解消のためのものである。日立市は待機児童はそれほど少なく急激な少子化が現状としてあるので、「保育の量から質へ」「子ども・親・保育者が育ちあえる幼稚園・保育園・認定こども園に」など日立市としての独自のビジョンを明確にし、それに合わせた施策を望む。 | | |
| | | | | | 利用者数 (人) | | - | - | 178 | 774 | A (96.2%) | | | | | |
| | | | | | 保育園・幼稚園・認定子ども園 | | 273 | 708 | 227 | 645 | 227 | 612 | | | | |
| | | | | | 確保方策 ※利用定員 (人) | | - | - | - | - | - | - | | | | |
| | | | | | 地域型保育事業 | | 6 | 32 | - | - | - | - | | | | |
| | | | | | 確保方策の合計② | | 279 | 740 | 227 | 645 | 227 | 612 | | | | |
| ②-① (人) | | | | | | 12 | 40 | △61 | △125 | △1 | △214 | | | | | |

＜自己評価について＞
1 ひたち子どもプラン2015で定めた目標値(=計画値)については、平成25年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、国が示した算出シートを用いて算出した数値である。
2 日立市の人口が見込みより減少していることや利用希望が過多であったため、実際に利用する人数と離れた数値もある。
3 このため、自己評価に当たっては、実績と計画値との2つの評価を行った。
実績：実数や利用希望者に対してサービス提供の体制が整っていたのかなど
計画値：数値目標に対する実績数値等(利用者数や施設の数など)
4 実績の評価
評価の考え方は下表のとおりである。

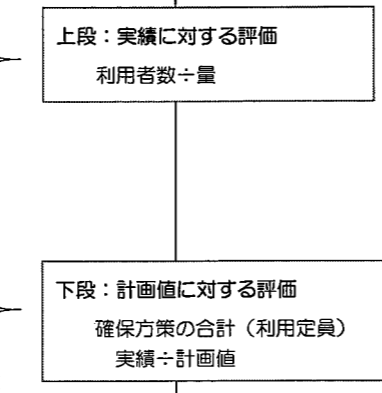
(※1) 2号認定者のうち、「幼稚園希望者」については、確保方策の算出に当たり1号認定に含めています。
(※2) 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行しない(新制度の対象としての確認を受けない申出を行う)幼稚園です。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をした。

| | |
|---|--|
| A | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった) |
| B | 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった) |
| C | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった) |
| D | 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった) |

(2) 施策の数値目標に対する実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をした。

| | |
|---|------------------------------------|
| S | 計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%を超えている) |
| A | 計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下) |
| B | ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満) |
| C | 計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満) |
| D | 大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満) |



2 地域子ども・子育て支援事業

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | H31年度計画値 | 平成28年度 | | | | |
|---|-----|--------------------|---|------------------------------|--------------------|--|--|-----------------------|--|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | 自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| 第5章 教育・保育等の 「量の見込み」と「確保方策」 計画書P77~ | (1) | 利用者支援事業 | <p>子育て家庭が、幼稚園・保育園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業です。</p> <p>【類型】 ・「基本型」：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を行う。利用者支援と地域連携の2つの柱で構成している。 ・「母子保健型」：保健センターで実施。保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期の相談に応じ支援を行うとともに、支援プランの策定なども行う。 ・「特定型」：市の窓口で実施。保育サービス等に関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行う。</p> <p>〈確保内容〉平成31年度末までに、市役所及び4区域に1か所ずつの整備を目指す</p> | 子ども福祉課 | 【設置か所数】 5か所 | 3か所 | 2か所 | A C (66.7%) | <p>〈実績〉 平成28年4月に、市役所（子ども福祉課・子ども施設課）窓口（特定型）と子どもセンター（基本型）の2か所に開設した。専門の相談員を配置し、教育・保育や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を進めた。</p> <p>〈計画値〉 計画では3か所設置を目標としていた。2か所の設置にとどまったが、新たに母子保健型の開設に向けて検討を進めた。（平成29年4月1日に開設した）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・まだよく認知されていない事業である。周知が必要。 ・評価「C」だが前進していることは評価したい。H31年度に計画値が達成できなくてもその先で実現して欲しい。 ・実績の体制づくりの充実の一方、本庁地域だけの設置状況は気軽に相談できるとは言えない。相談窓口は支援事業全体の中心として機能して欲しい。 ・自宅から遠く利用しにくいので利用しやすい場所に設置して欲しい。地域間格差の是正をお願いしたい。 ・担当課の職員の教育にも力を入れて欲しい。 |
| | (2) | 地域子育て支援拠点事業 | <p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。</p> <p>〈平成28年度の実施場所〉 子福：子どもセンター、子どもすくすくセンター、十王交流センター、南部図書館 子施：幼児施設15か所（うち公立1） 健康：保健センター</p> | 子ども福祉課 子ども施設課 健康づくり推進課 | 【実施回数】 7,183回/月 | 5,982回/月 | 6,634回/月 | A A (100%) | <p>〈実績〉 各施設とも利用希望者は、ほぼすべて利用できている。</p> <p>〈計画値〉 ・平成28年度の達成率は100%、利用回数も見込みより大幅に増えており、計画どおり順調に進んでいるといえる。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを共有できる場として定着し、利用者も増加している。 ・子どもセンター等の公共施設5か所、公立認定こども園1か所、私立保育園6か所、私立認定こども園8か所の計20か所が計画どおり設置されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価通りと思われる、充実している。 |
| | (3) | 時間外保育事業 | <p>・保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。</p> <p>〈確保内容〉平成31年度末までに、すべての保育園及び認定こども園での実施を予定</p> | 子ども施設課 | 【実施か所数】 26か所 | 23か所 | 23か所 | A A (100%) | <p>〈実績・計画値〉 保育短時間認定（最大8時間まで利用可能）の者が、本人の申出等により標準時間認定（最大11時間まで利用可能）に切り替えることで、時間外保育を利用せずに通常の保育時間内で利用している場合もあるため、見込みに比べて利用者数が少なくなっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価通りと思われる、充実している。 |
| | (4) | 一時預かり事業 | <p>【一般型】 ・保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュ等のため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。</p> <p>〈確保内容〉平成31年度末までに、保育園等18か所で実施を予定 〈平成28年度の実施場所〉公私立保育園、私立認定こども園、子どもすくすくセンター、日照養徳園</p> <p>【幼稚園型】 保護者の用事やリフレッシュ等で、家庭において保育が一時的にできない幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。 〈確保内容〉平成31年度末までに、幼稚園等31か所で実施を予定 〈実施場所〉公私立幼稚園、公私立認定こども園</p> | 子ども福祉課 子ども施設課 | 【実施か所数】 18か所 | 17か所 | 17か所 | A A (100%) | <p>〈実績〉 実施園については、ほぼすべて利用できている。</p> <p>〈計画値〉 ・【子ども福祉課：すくすくセンター等での利用】実施か所数は計画通り（2施設）であった。利用者数は見込みより2割ほど少ないが、待機とはなっていない状況から、育児疲れの解消やリフレッシュを想定した利用が、拠点事業等の利用により補われているとも考えられる。 ・【子ども施設課：幼児施設での利用】評価A一時預かりについて、計画どおり、私立保育園7園、私立認定こども園5園、公立保育園3園で実施している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価通りと思われる、充実している。 ・H31年度までに計画値を達成するためには、H28年度の取り組みから課題をしっかりと捉え対応していく必要があると考えられる。 ・実施していない幼稚園もあるので、早急にすべての園で実施して欲しい。 |
| | (5) | 病児保育事業 (病後児対応型) | <p>保護者の就労などにより保育を必要とする子どもが病気または病後回復期にあるため集団保育ができないときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。</p> <p>【その他の類型】 ・病児対応型 ・体調不良児対応型 ・非施設型（訪問型）</p> <p>〈確保内容〉平成31年度末までに、全区域での実施を目指す</p> | 子ども福祉課 子ども施設課 | 【実施か所数】 6か所 | 病後児対応型 5か所 (私立保育園・認定こども園・すくすく) | 病後児対応型 6か所 (私立保育園・認定こども園・すくすく・NPO) | A S (120%) | <p>〈実績・計画値〉 平成28年4月に、新たに民間施設「さくらんぼキッズルーム」が開所したことにより、合計5か所の設置及びファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により確保した。病後児対応型については、平成31年度の目標値（6か所、全区域で設置）を達成した。今後は、病児対応型の実施に向けた検討が必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・病児対応型の実施もなければニーズに答えられない。病院内か病院併設の保育室で預かることができれば安心である。ぜひ検討して欲しい。 ・利用する側にとって「場所・利用システム」ともに使いにくい。民間依存ではなく公的責任で取り組む事業にすることが求められるのではないのか。評価「A」は高すぎる。 ・病児保育の実施については、慎重に進めてほしい。働く親にとっては助かるが、病気の子ども自身は親に看てもらえない。母親が妊娠中会社に「連絡カード」を提出するように、病児についても診断書を提出することで両親が仕事を休みやすくなるなど、職場に働きかける制度を作ることも重要ではないのか。 ・多くの利用があるので計画値を増やしても良いのではないのか。 |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | H31年度計画値 | 平成28年度 | | | | |
|----|------|------------------------------------|---|----------|---|----------------------------|---|---------------------------|--|---|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | 自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| | (6) | 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。 〈実施体制〉県医師会・県外医療機関との委託契約により実施 | 健康づくり推進課 | 【受診者数】 1,188人 | 1,280人 | 1,072人 | A A (83.8%) | 〈実績〉 ほぼすべての妊婦の健康診査を行った。 〈計画値〉 量の見込み量は二重調査によらず、出生数を勘案して受診者の数を算出し、健診回数は1人当たりの平均受診回数(12回)を受診者数に乗じて算出している。受診者数及び回数は、里帰り出産等で県外の医療機関で受診した場合も含まれている。出生数の減少もあり、妊婦健診受診者数は減少している。 | |
| | (7) | 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。 〈実施体制〉個人委託助産師及び市保健師・助産師・看護師により実施 | 健康づくり推進課 | 【訪問実人数(対象者数)】 1,069人 | 1,152人 | 1,042人 | A A (91.4%) | 〈実績〉 ほぼすべての乳児世帯への訪問を行った。 〈計画値〉 見込み量は二重調査によらず、全戸(訪問率100%)という事業趣旨から、出生数(0歳児推計人口)と同数として算出している。訪問は主に生後2か月から4か月の乳児を対象にしているため、出生数と訪問対象者数には約2か月のずれが生じており、その点を考慮しても、訪問実績は計画どおりに進んでいる。 | ・児童虐待など痛ましい事件が後を絶たない。休日対応を増やすなどとして、計画値も実績も100%を目指すべきではないか。 |
| | (8) | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。 〈確保内容〉公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業の促進。 ※施設数は、年度当初に受入可能な個所数。複数の教室を利用する場合には部屋ごとにカウントしています。 | 子ども福祉課 | 【登録数】 1,329人 【施設数】 公設36か所 【施設数】 民間16か所 | 1,418人 公設26か所 民間16か所 | 1,087人 公設30か所(24か所+2部屋目の整備) 民間9か所 | A A (92.9%) ※施設数 | 〈実績〉 待機児童はいない。 〈計画値〉 児童クラブ受入対象児童の学年を、平成27年度から4年生までとしている。また、公設民営の児童クラブの預かり時間の延長(18時30分まで)について、平成29年度の実施を目指して検討した。(平成29年4月から18時30分まで預かりを可能とした) | ・預かり時間の延長をもう少し延ばしても良いと思う。 ・計画値よりも少ない実績で「待機児童はいない」と言っているが、サービス拡大(学年・延長)をしても見込みほどでなかったことについての原因等を探る必要があると思う。 ・女性の活躍促進のためには、子どもを心配せず預けられる場所の確保が重要である。学年・時間の延長については早期実現に向けての取組みをお願いしたい。 |
| | | 放課後児童健全育成事業(放課後子ども総合プラン) | 放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業です。本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。 | 指導課 | 【実施施設数】 ・放課後子ども教室を全小中学校に整備 ・一体型(児童クラブと子ども教室)を小学校23か所に整備 | — ※年度ごとの目標値を設定していない。 | 1か所 | | 平成28年度は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向け、両者が一緒に活動する共通プログラムの試行に取り組んだ。 平成29年度は、本事業の目的である「子どもの居場所づくり」をより明確にするため、所管を教育委員会生涯学習課に移し、段階的拡充を見据えNPOとの連携による新たなモデル事業として着手した。 | |
| | (9) | 養育支援訪問事業 | 育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。 〈実施体制〉子ども福祉課・健康づくり推進課保健師・助産師 | 子ども福祉課 | 【対象人数】 68人 | 68人 | 34人 | A C (50.0%) | 〈実績〉 該当するケースが少なかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 ・達成率は、実人数のため50%ではあるが、1ケースへの平均訪問回数は5.6回で、定期的に訪問が必要なケースが増えている。 ・妊産婦ケース対応が増え、一方多子ケースはやや減少のため利用者数は横ばいである。 ・養育が難しい家庭に対する事業であるので、保健師、こども家庭相談員等の複数回の訪問支援は事業内容に合っており評価して良い部分である。 | ・今後に向け体制が整えられていて安心できる。 ・子どもたちが親の犠牲になるケースが増えているので、児童相談・警察との連携を強める必要を感じる。 |
| | (10) | 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) | 保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。 〈確保内容〉5施設(乳児院2、児童養護施設3)で実施を予定 | 子ども福祉課 | 【利用者人数】 42人 【委託施設数】 5か所 | 42人 5か所 | 0人 5か所 | A D (0%) | 〈実績〉 該当するケースがなかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 ・子育て世帯には、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問のときに事業内容の説明はしている。 ・乳児及び児童を預ける、預けたい(一時的に子どもと離れる)と思う前に、様々な子育て支援サービスを助言しているため、子育て世帯は他のサービス(一時保育等)を利用している。 ・今後も事業担当課は、支援が必要になったケースを迅速に把握しスムーズに本事業を利用できるようにする。 | ・今後に向け体制が整えられていて安心できる。 ・親からの相談よりも、学校側が子どもの様子や食事の状況から家庭の変化に気づき対応するケースが多い。民生委員・主任児童委員・保育園・幼稚園・小中学校が定期的に情報交換を行えば、早い段階から迅速かつ適切な対応ができると考える。 ・知らない人や忘れていた人も多いと思われる。利用したい人がいつでも利用できるようにPRすべきである。 |
| | (11) | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 〈確保内容〉協力会員による各種支援事業を実施 ・平成28年度会員数 868人 利用会員672人、協力会員194人、両方会員2人 | 子ども福祉課 | 【一時預かり】 【小学生の放課後預かり】 4,056人 | 2,880人 | 2,192人 | A B (76.1%) | 〈実績〉 該当するケースが計画値まではいなかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 平成28年度の未就学児の利用は3,330人であり、小学生の1.5倍の利用であった。見込み量は、未就学児のいる保護者に調査した、小学生になった時の利用希望日数を基本として算出したものであるため、小学生になる前に予想していた希望日数と、実際に小学生になってからの必要度とは異なっていた可能性がある。 | ・パンフレットに金額の記載がなく利用しにくい印象がある。事業についてもう少しオープンな情報提供をすれば利用者増加につながると思う。 |

3 母子保健事業

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | H31年度計画値 | 平成28年度 | | | | |
|---------------------------|------|------------------------|--|----------|--|------------------|---------------|--------------------|--|--|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | 自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| 第6章 母子保健の推進 計画書P90～ | (1) | 不妊治療費助成 | 不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。 | 健康づくり推進課 | 【申請案件数 (申請延件数)】 実110件 (延220件) | 実110件 (延220件) | 69件 (101件) | A | <p>〈実績〉 すべての利用希望者に対して助成を行った。</p> <p>〈計画値〉 ・助成件数の減は、医学的知見を踏まえた国県の助成制度改正に伴い、日立市においても、これまで制限のなかった助成対象年齢を43歳未満とし、通算助成回数も最大で6回までとする等の改正を行ったことの影響とも考えられる。（平成26・27年度移行措置期間・平成28年度全面改正）</p> <p>・引き続き、助成事業の周知を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 評価「C」は特記事項の通り周知不足と思われるので、是非広報周知をして欲しい。 治療をしている人が増えていると感じるが、助成制度を知らない人が多いので更なる周知活動が必要だろう。 |
| | (2) | 不育症治療費助成 | 不育症に悩む夫婦の経済的及び精神的負担軽減を図る。保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用から、1回の検査及び治療につき、50,000円を限度とし、年度あたり1回、助成回数の制限なしで助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。 | | 【申請案件数】 10件 | 10件 | 4件 | A D (40%) | <p>〈実績〉 すべての利用希望者に対して助成を行った。</p> <p>〈計画値〉 ・申請・助成件数は、年度によって増減があり、見込が難しい状況がある。計画は、過去の助成実績から見込んだものであるが、平成28年度は申請が減少した。</p> <p>・引き続き、助成事業の周知を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 |
| | (3) | 乳児健康診査 第1回（3～6か月） | 生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。 | | 【受診率(%)】 97% | 90.0% | 91.0% | A S (101.1%) | <p>〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 ・国の「健やか親子21」の目標値である。</p> <p>・乳児健診未受診者に虐待リスク者が含まれていることが想定されるため、引き続き、未受診者に対する受診勧奨等の強化を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 評価「S」を高く評価したい。 重要な健診なので該当者は全員受診できるように計画値を上げた方がよい。 |
| | (4) | 乳児健康診査 第2回（9～11か月） | | | 【受診率(%)】 80% | 77.0% | 85.3% | A S (110.8%) | | |
| | (5) | 1歳6か月児健康診査 | 幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。 | | 【受診率(%)】 96% | 95.0% | 98.0% | A S (103.2%) | <p>〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 ・国の「健やか親子21」の目標値である。</p> <p>・保育園等と連携し、未受診者訪問を実施する等、引き続き、未受診者の状況把握に努めると共に、日曜日に実施する休日健診への勧奨を強化していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 評価「S」を高く評価したい。今後は5歳児健診の定着実施をして欲しい。 重要な健診なので、該当者は全員受診できるように計画値を上げた方がよい。 「母親の体調不良」「育児に積極的な父親」など、男性が健診に行くことも想定した休日健診を検討して欲しい。 |
| | (6) | 3歳児健康診査 | 幼児期において身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。 | | 【受診率(%)】 94% | 93.0% | 98.2% | A S (105.6%) | | |
| | (7) | BCG | 重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。 | | 【接種率(%)】 95% | 94.0% | 97.5% | A S (103.7%) | <p>〈実績〉 すべての利用希望者が接種できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 引き続き、赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査時に接種の勧奨を図る。また、接種忘れを防ぐために、予防接種スケジュールの利用を勧奨していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 「予防接種スケジュール」は予防接種の悩みを解決できてママ達の強い味方になっている。 |
| | (8) | 麻疹風しん（1期） | はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。 | | 【接種率(%)】 95% | 95.0% | 98.4% | A S (103.6%) | | |
| | (9) | 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ） | 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。 | | 【実施回数(回) (延参加者数 (人))】 55回 (400人) | 55回 (400人) | 66回 (574人) | A S (120%) | <p>〈実績〉 すべての利用希望者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 子どもとの関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、平成28年度から会場を1会場増やし対応している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 評価「S」を高く評価したい。相談・通級経験のある保護者はその後の幼稚園での指導内容を納得しやすい。早期からの相談・指導が大切だと思われる。 保育園等でも発達に気になる子供が年々増加し、専門機関との連携が必要で大切だと感じる。今後も相談件数の増加が考えられるので、回数を増やしてほしい。 |
| | (10) | 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談） | 幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。 | | 【実施回数(回) (相談案件数 (件))】 22回 (113件) | 20回 (105件) | 22回 (128件) | A S (110%) | | |
| | (11) | 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援） | 乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。 | | 【実施回数(回) (相談案件数 (件))】 6回 (24件) | 6回 (24件) | 6回 (24件) | A A (100%) | <p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 日立保健所にて小児神経科医の診察を受けられる機会である。平成28年度は回数、件数ともに計画通りに実施することができた。引き続き、関係課所、療育機関とも連携をとり、支援をしていく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 発達に気になる子供が年々増加し、専門機関との連携が必要で大切だと感じる。今後も相談件数の増加が考えられるので、回数を増やしてほしい。 事後指導の場、回数、内容の充実が今後の課題になると考える。 |

| 区分 | NO | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | H31年度計画値 | 平成28年度 | | | | |
|----|------|------------------|--|----------|--------------------------------------|------------------|------|-------------------|--|--|
| | | | | | | 計画値 | 実績 | 自己評価 | 自己評価の特記事項 | 委員意見 |
| | (12) | 妊婦訪問 | 保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。 | 健康づくり推進課 | 【延訪問回数(回)】 25回 | 25回 | 19回 | A B (79.2%) | <p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 若年妊婦、精神疾患がある妊婦、社会的背景にリスクがある妊婦等、産科医療機関と連携をとりながら対応する妊婦が増えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 |
| | (13) | 幼児訪問 | | | 【延訪問回数(回)】 210回 | 210回 | 183回 | A A (87.1%) | <p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 継続的に支援を要する育児不安や発達上の問題を抱えている対象者が増えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> すべての利用希望者に対応・助成が出来て素晴らしい。 |
| | (14) | いのちの教育 小学校 | 思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるように支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。 | | 【小学校(校)】 25校 | 25校 | 24校 | A A (96%) | <p>〈実績〉 全小学校で実施した。</p> <p>〈計画値〉 全ての公立小学校で実施することができた。(※中里小学校は、隔年で実施しているため1件減となっている。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市内全小学校での実施は素晴らしい。 小規模校では隔年実施をしている実績があるのでH28年度は100%にしても良いのではないかと。 この話題に対する関心の高さが伺える。実施年齢も加味しながら続けていくべき事業だと思う。 |
| | (15) | いのちの教育 中学校 | | | 【中学校(校)】 17校 | 17校 | 17校 | A A (100%) | <p>〈実績〉 全中学校で実施した。</p> <p>〈計画値〉 全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で予定通り実施することができた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市内全中学校での実施は素晴らしい。 この話題に対する関心の高さが伺える。実施年齢も加味しながら続けていくべき事業だと思う。 |
| | (16) | ライフプラン教育 高等学校 | | | 【高校(校)】 8校 | 4校 | 9校 | A S (225%) | <p>〈実績〉 市内全高校に定時制(別日程で実施)も含め実施した。</p> <p>〈計画値〉 9校から要望があり、ライフプラン教育を実施することができた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市内全高校での実施は素晴らしい。 この話題に対する関心の高さが伺える。実施年齢も加味しながら続けていくべき事業だと思う。 |
| | (17) | 食育推進事業 | | | 小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。 | 【実施回数(回)】 10回 | 10回 | 11回 | A S (110%) | <p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 小中学校に対して出前講座を実施している。平成28年度は各小中学校とPTAにPRを行い、実施校が増加した。</p> |
| | (18) | 歯と口の健康教育 | 市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。 | | 【実施回数(回)】 17回 | 17回 | 15回 | A A (88.2%) | <p>〈実績〉 市内の全中学校で実施した。</p> <p>〈計画値〉 全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で実施することを計画したが、中里中学校、茨城キリスト教学園中学校は1回につき全校生徒を対象としているため3年に1回の実施となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市内全中学校での実施は素晴らしい。 |
| | (19) | がん予防・生活習慣病予防教育 | がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。 | | 【実施回数(回)】 10回 | 4回 | 2回 | A C (50%) | <p>〈実績〉 希望があれば実施できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 学童期の子どもと保護者等に対して実施している健康教育のうち、がん予防と生活習慣病予防のテーマで実施したものは2回であった。学校、医師会等との連携が必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今後に向け体制を整えて欲しい。 がん予防、生活習慣病は非常に身近で重要な問題となっている。食育同様、周知することで実施校が増えるのではないかと。 |

4 その他のご意見

| 区分 | 委員意見 |
|-----|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・子育て支援について、市の取り組みは高く評価したい。特に、昨年度は新規事業や日立市独自の事業を実施し、より充実したと思う。・ひたち子どもプラン2015の基本理念「いきいき・すくすく・地域に育つ ひたちっ子」をもっとアピールしてはどうか。例えば、子育てに関する講座や講演会時にはキャッチコピーとして掲示したりポスターを貼るなど、もっとPRして欲しい。・「ひたち子どもプラン2015」全体を通して、教育・福祉・医療の制度そして実践上の連携を軸に、様々な見直しやビジョンの再構築を図って欲しいと思う。 |